

# いわき市農業委員会第34回総会議事録

## 1 開催日時

令和3年1月19日（火） 13時00分から16時30分

## 2 開催場所

いわき市生涯学習プラザ 4階 大会議室

## 3 出席者（31人）

### (1) 農業委員（21人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭		
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
	20 岡田光男	

### (2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

## 4 欠席者（3人）

5 藁谷昭夫
10 油座勝三
17 菅波一郎

## 5 会議の概要

事務局  
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第34回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第34回総会議案書
  - 許可申請に係る意見及び決定理由書
  - 現地調査位置図
  - 【資料1】農地法第3条第1項の規定による許可申請補足説明資料
  - 【資料2】第34回総会議案説明書の訂正について
  - 【資料3】農業者年金加入推進後期活動について
  - 【資料4】「空き家に付随した農地」の取扱いについて
  - 【資料5】農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見について（依頼）
  - 【資料6】農地利用意向調査未回答者への訪問調査の延期等について（通知）
  - 【資料7】指定市町村申請の延期について
  - 【資料8】総会開催に係る新型コロナウイルス感染症への対応について
  - 【資料9】農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修積立の精算について（通知）
  - 【資料10】オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」の動画配信について（通知）
  - 【資料11】農業用ハウスでの暖房機使用の際はご注意ください！
  - 【資料12】新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
- 以上、15点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第34回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

草野会長

新しい年を迎え、明けましておめでとうございます。

委員の皆様には、年明けのお忙しい中、第34回総会に参集いただき、御苦労様でございます。

年末年始の寒波に続いて、本日、第二の寒波ということで、朝から道路も大変混雑するなど、寒さに慣れていないため、大変苦労しました。

また、本日は、駐車場が不便な会場で、御迷惑をお掛けしております。

さて、明日から二週間、二十四節季の大寒を迎えます。

大寒の意味から、寒さの底を迎え、少しずつ暖かくなるような気もしますが、実際には、大寒から本格的な寒さがやってくる。

今年は、先週もありましたが、雪も多いのかなあと感じるころです。

連日、寒い中ではありますが、委員の皆様には、日頃の活動御苦労様でございます。

私も、年始の挨拶ということで、例年行政機関を回っております。

4日には、新たに市議会議長及び副議長に就任されました、大峯議長及び佐藤副議長に挨拶に伺いました。

残念ながら、大峯議長は急遽用事があるということで、席を外されたのですが、佐藤副議長に挨拶を行いました。

佐藤副議長は、非常に農業関係に明るく、本市の農業政策の他、新たに農業委員になった方や農業委員会の体制や役割、仕事の内容について、50分程度お話をしました。

初日に会えなかった大峯議長には、14日に挨拶に伺いました。

大峯議長の地元は豊間で、推進委員でいうと四家誠委員の担当地区となりますが、大峯議長も本業の傍ら3町歩ほどを営農しており、農業については強い関心を持たれており、意見を交わしてきました。

同じ日に、市役所の本田農林水産部長にも挨拶しました。

本田部長においては、今年度3月で定年退職を迎えられるということで、この3年間の御協力に感謝を申し上げるとともに、今後も益々、御活躍されることを祈念している旨をお伝えしました。

併せて、新たに県のいわき農林事務所長になられた、根本農林事務所長に挨拶に伺いました。

根本所長は、若い方で、会津地区などを回っていらっしゃった。

農業に関しても非常に関心があり、今後も、私たちの活動に大いに協力いただけるものと期待を頂いたところです。

挨拶の翌日になりますが、15日には、農地利用最適化推進委員の地区審議会の幹事会が開催され、長瀬代表幹事をはじめ、各地区の幹事長及び副幹事長が参加されました。

草野会長

幹事会の皆さんの中には、第15期まで農業委員として活躍し経験が豊富な、長瀬代表幹事、愛川委員、佐藤委員、吉田委員や三戸委員がおり、さすが地元の農地をよく知っているな、現場を見ての問題点をよく把握しているな、と感じたところです。

幹事会の中でも、農業振興区域内農用地が荒れてきているのに、農地転用はできないかとの意見や、農地利用の最適化、太陽光発電設備への転用など、いろいろな意見が出されました。

太陽光発電設備については、以前、私が会長になった年の平成30年度になりますが、市議会議員の狩野議員から農地転用が4条、5条でどれくらいあるかという、質問が出されたことを記憶しています。

その際は、平成23年度から平成30年6月末までの太陽光発電設備の敷地として農地転用した実績を答弁したわけですが、市街化区域内で72件、約8ha、それ以外で143件、約18haと、合計で約26haだったわけです。

平成23年度は2件しかなかったのですが、それから7年間で先程の数字になったわけです。

その後は、急に太陽光発電設備の申請件数が増えてきた。

具体的には、令和元年度で237件、令和2年度で見込みですが約250件、現地調査も二日ばかりで実施している状況です。

以前から、4倍にも5倍にも増えてきているのです。

本日も、難しい案件が提出されておりますので、慎重な御審議をお願いしたい。

話は変わりますが、全国農業新聞の推進で、農地利用最適化推進委員の根本効委員は、14部の新規加入ということで、突出して加入推進をしています。

農業委員でも、蛭田元起委員が頑張ってもらっておりますが、我々の任期も残りわずかですので、推進活動に御協力をお願いしたいと思います。

また、前回の総会でも話題となりましたが、我々の大きな仕事として、議決権はどうかとの話が出たかと思います。

議決権イコール総会に出席したことが条件となる。

やはり、農業委員の立場であれば、総会や農業委員の集まりに出席するというのが原則だと考えます。

これから、任期も6か月を切りましたが、これはお願いというわけではなく、出席することは農業委員の任務だと考え御対応いただきたいと思います。

併せて、農業委員として大切な仕事として、活動記録簿の提出の義務があります。

草野会長 国からの報酬の実績となるものでもありますので、仕事を再確認しながら、各自、自覚をもって対応いただくようお願いいたします。

本日は、協議案件が多いため、午前中に編集委員会を開催いただきました。

編集委員の皆様、大変御苦労様でございました。

おかげ様で、午後は目一杯協議に時間を使うことができます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局 (阿部次長) ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長 (草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者でございますが、議席番号5番、藁谷昭夫委員、議席番号10番、油座勝三委員、議席番号17番、菅波一郎委員でございます。

現在、委員24名中、21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第34回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号24番、佐藤吉行委員  
2番、坂本和徳委員

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページ

議 長 (草野会長)	においても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (阿部次長)	－議案書 2 ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	本日、協議事項として、「空き家に付随した農地」の取扱いについて、追加が 1 件ございます。 協議事項の 2 として、説明させていただきます。 私からは以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされており、 該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 3 ページを、お開き願います。 【議案第 1 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	説明に入る前に取下げが 1 件ございます。 議案説明書 3 ページをお開き願います。 番号 3 番の案件につきまして、申請者の都合により取下げになりました。 これに伴いまして、面積の合計が変更になります。 5 ページをお開き願います。 変更後の田の面積は 27,824.35㎡、畑は変更なし、合計面積は 30,942.17㎡、それぞれ変更になります。 それでは、説明させていただきます。 地図につきましては、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 議案説明書の 3 ページをお開き願います。

事務局  
(府川主査)

番号1番、番号2番、及び番号4番から番号6番は売買による所有権の移転です。

番号7番は贈与による所有権の移転です。

番号8番から番号11番は賃借権の設定です。うち番号8番から番号10番は新規就農です。

番号12番から番号15番は使用貸借権の設定です。

番号16番から番号19番は既設の地下埋設管に係る地役権の設定でございます。

ここで、番号8番から番号10番、及び番号12番から番号15番について、補足説明を致します。

番号8番から番号10番、及び番号12番から番号15番につきましては、法人が譲受人となっており、また、太陽光発電パネルの下での営農、いわゆる、営農型太陽光発電設備を設置することを前提とした案件となります。

資料1、農地法第3条第1項の許可申請補足説明資料をお開き願います。

資料1ページ、2ページは申請法人の概要、3ページ、4ページは法人が農業に参入するための要件、5ページから7ページが営農型太陽光発電設備にかかる転用等の許可の概要となっております。

営農型太陽光発電設備の設置については、農振農用地及び第1種農地でも許可可能となっておりますが、下部の作物が通常の状態と比較して8割以上の収穫となることや、周辺農地の営農に支障がないか等が審査のポイントとなります。

なお、営農型太陽光発電設備の設置にあたっては、農地の一時転用許可が必要となりますが、当該申請は、資料1の7ページのフローのとおり、通常の転用許可申請と手続きが異なっており、申請内容に係る県への意見照会等の手続きを踏むこととなることから、当該手続き完了後に一時転用許可申請を総会に諮ることとなります。

それでは、申請内容の説明に入らせていただきます。

法人情報は、資料1の1ページをご参照ください。

議案説明書は4ページです。

番号8番から番号10番は、賃借権の設定で新規就農です。

譲受人は、農産物の生産、加工、販売等を目的に新たに立ち上げられた法人です。

栽培予定作物はサカキで、申請農地の地目及び面積は、田7筆、6,767㎡を畑として使用します。

資料1の2ページをお開きください。

議案説明書は4ページです。

番号12番から番号15番は、使用貸借権の設定です。

事務局  
(府川主査)

譲受人は、東京都ほかにおいて、サカキの栽培を行っております。栽培予定作物はサカキで、申請農地の地目及び面積は、田3筆、1,435.35㎡、畑1筆、615.82㎡、合計2,051.17㎡を畑として使用します。

ここからは2法人の案件を一括で説明させていただきます。

申請土地の所在は、平外5件です。

現地調査位置図の8ページから10ページ、及び12ページ、13ページをお開きください。併せて資料1の6ページをお開きください。

立地につきましては、特に、8ページ、平の農地は農振農用地、10ページ、常磐の農地は第1種農地、12ページ、渡辺町の農地は第2種農地にあたりますが、申請地はいずれも集団農地の中ほどに位置しており、また渡辺町の農地については、飛び飛びの配置となっており、資料1の6ページのケースに類似しております。

本案件は3条許可の案件ではありますが、営農型発電設備の設置が前提であること、及び栽培作物がサカキであることから、周辺農地への日照等や農業用排水施設の管理への影響等について考慮したうえで、許可の可否について慎重に判断する必要があると考えます。

それでは、議案説明書5ページをお開きください。

今月の3条申請面積は、田27,824.35㎡、畑3,117.82㎡、合計30,942.17㎡となります。

議案説明書6ページをお開き願います。

許可要件につきまして、番号8番から番号10番、及び番号12番から番号15番において、審議の中で農地法第3条第2項第7号、地域との調和に支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとの判断になった場合は×に訂正をお願いします。

その他は、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書7ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

21番  
和田委員

議席番号21番の和田正人です。

番号1番、番号2番、番号4番から番号6番、及び番号8番から番号15番の事案につきまして、

現地を調査いたしました。

21番  
和田委員

番号1番、番号2番、番号4番から6番、及び番号11番については、特段、問題はありませんでした。

番号8番から番号10番、及び番号12番から15番については、事務局説明のとおり、営農型太陽光発電設備を設置することが前提の申請であります。申請地が集団農地真ん中であつたり、虫食い状態であること、また、太陽光パネルによる日照等隣接農地への影響や地域との関わり合いについても考慮する必要があると考えます。

このような事案を許可すると、今後も同様の事案が増えていくことが懸念されることです。

そこで、皆さんに、今後、こういう事案が出てくると思うので、慎重に審議していただきたいと思います。

報告は以上です。

議 長  
(草野会長)

続いて、事務局お願い致します。

事務局  
(府川主査)

事務局から報告申し上げます。

番号7番につきましては、贈与による所有権移転案件、番号16番、及び番号19番につきましては、既設地下埋設管の地役権の設定であり、事務局のみで現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今の報告では、番号1番、番号2番、番号4番から番号7番、番号11番、及び番号16番から番号19番までは特に問題無いと判断されることでした。

しかし、番号8番から番号10番、及び番号12番から番号15番については、営農型太陽光発電設備を設置することが前提の申請であり、太陽光パネルによる日照等隣接農地への影響や申請農地が集団農地の真ん中であることや、虫食い状態であることから、許可の可否について慎重に検討する必要があることとです。

これらの事案につきまして、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

6番  
鈴木委員

議席番号6番、鈴木義直です。

本日も、この太陽光発電事業者のチラシが新聞に入っていました。太陽光発電設備の下でサカキを栽培するということですが、太陽光発電設備の面積はどうなっていますか。

6番  
鈴木委員  
太陽光発電設備のパネルが当該地の面積一杯に拵がっている場合に、畔まで設置されるものなのか、どうなのでしょう。

事務局  
(石島主査)  
太陽光発電設備の設置図面についてですが、提出されている図面を確認しますと、畔と隣接農地のギリギリに設置されるものではなく、幾分か空間を取ったうえで設置するような配置となっております。

これについては、太陽光発電設備を立てることによって、周辺の農地に日照等による影響を及ぼさない範囲で指導していくこととしています。

11番  
新妻委員  
議席番号11番、新妻信夫です。

営農型の太陽光発電設備の設置については、地権者が同意していると思いますが、この場所が基盤整備にあたった場合はどうなるのでしょうか。

事務局  
(草野係長)  
地域で基盤整備が入る場合ですが、営農型太陽光発電設備が設置されている場合、資料1の5ページにありますとおり、営農に係る取扱いにおいて、一時転用許可となっております、周辺農地の効率的利用、特に農用区域は土地改良や規模拡大等の施策等に支障がないことが条件となりますので、基盤整備の予定地など農地の集約が進む地域については、営農型太陽光発電設備が阻害要件になってしまいますので、許可できないものと考えます。

議長  
(草野会長)  
営農型太陽光発電設備については、いわき市において、3件、四倉と平、そして勿来で行っており、ひとつは下部で柿の栽培、もうひとつは下部でブロッコリーなどの栽培、そしてもうひとつは水稻を行っている。

そういう事例はございます。

当然、農作業上の問題はあるなあという感想を持っているところです。

その他、委員の皆様からの御意見はございますか。

21番  
和田委員  
議席番号21番、和田正人です。

今回の案件ですが、農業振興区域内農用地や第一種農地も含まれます。

そういった農地は、地元の農家等が規模拡大など進めていると思いますが、その判断というのはこういった形でだされるのでしょうか。

事務局  
(草野係長)

営農型太陽光発電設備の営農については、原則として太陽光発電設備の下部で営農するということです。

営農が主たるものですので、農業振興区域内農用地や第一種農地であっても、営農の要件を満たせば許可ができるものとされております。

しかし、先程も説明しましたが、基盤整備の他、担い手への集積が図れる見込みのある地域については、営農型太陽光発電設備を設置することで、その集積に影響が出てしまうようであれば、それ以外の土地への誘導等を指導することになります。

現時点で、申請地に具体的な集積の計画があるかどうか等、委員の皆様には御意見いただければと思います。

21番  
和田委員

今、いわき市では、人・農地プランだったりするものを進めていると思うのですがけれど、俗に言う平場のところ、つまりは優良農地という場所で、営農がされれば、そういったプランが進められている地域でも、営農型太陽光発電設備は許可するのですかね。

事務局  
(草野係長)

人・農地プラン等が整備されていて、当該地が利用集積の阻害になってしまうという場合には、先程も御説明致しましたが、別な農地への誘導を指導することになります。

また、資料1の7ページでございますフローのとおり、営農型太陽光発電設備の許可に当たっては、福島県及び市農業振興課へ意見の照会をすることになっておりますので、人・農地プランや利用集積に関して、支障が無いか確認することとしております。

21番  
和田委員

何度も発言して失礼します。

委員の皆さん興味が無いようなので。

国でも、人・農地プランや中間管理機構を使って基盤整備や利用集積を進めているわけですが、一方でこの営農型太陽光発電も進めている。

農水省のホームページ等を見ると、大型機械を使って、田んぼでも稲を作付けしてやっている。

本市農業委員会としての考え方ですが、事務局の回答として、人・農地プラン等の地域は確認するということですが、そもそも、農業振興区域内農用地や第一種農地というのは、優良農地ではないですか。

そういった農地は、どうしても担い手がいないという場合は仕方がないとしても、周りで現実的に耕作しているわけですから、このような虫食いになるような形で参入を認めたら、これはもう、どこ

21番  
和田委員

でも営農型太陽光発電設備ができるということになると思うのですが、それでも皆さんはよいのですかね。

事務局  
(阿部次長)

和田委員の受け止め方は、事務局としても最なことだと思います。御手元の資料1の5ページでございますけど、これは、農水省の資料でございます。

営農型太陽光発電による営農と発電の両立とタイトルがあります。

その下の四角の一つ目ですが、最初に言われているのが、営農型太陽光発電は、営農の適切な継続とされています。

そして、二つ目が、農地の上部での発電ということになります。

この考えの中で、許可の適否を判断する上で申し上げますと、その資料の四角囲みの中で、農地転用に係る取扱いでございます。

①の最初にありますが、下部農地における営農の適切な継続が確実かどうかであります。

まず、営農が継続して適切に行われるかどうか重要で、続けて、営農に当たっては、同年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少していないか、生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないか、が示されており、その他、記載のとおり、周辺農地の効率的利用等に支障がないか等々を審査することになっております。

これらを抛り所に審査するのかということなのですが、示されている以上は、これを抛り所として審査するしかない。

我々の心情として、第一種農地などの優良農地での許可はどうかという気持ちがありますが、これらの基準に照らし合わせて、今程、係長から説明があったとおり、代替性の検討は話せるかと考えます。

やるのはいいけど、他のところでやったらいいじゃないかという話、ここじゃなくていいじゃないかという話は十分できるかと思いますが、法令によって与えられた権限を行使する以上は、心情的にだめだからというわけではなく、法令に照らし合わせて判断していくことなんだろうと思います。

仮に認めないとすると、場合によっては訴訟なんかに発展することもあります。

そこでは、法令に照らしつつ、法令に根拠を求めながら、適切な判断をしていくということになると考えます。

24番  
佐藤委員

議席番号24番、佐藤吉行です。

和田委員からも、話がありましたが、私も現地調査をして、何でもこんな良い場所に太陽光発電設備を立ててやっていくのだろうかとい

24番 佐藤委員	<p>う疑問を感じました。</p> <p>これから、この地域をみんなで頑張っていこうという中では、非常に足枷になるなあ。</p> <p>いわき市農業委員会として、こうした事態に、何とか歯止めをかけられないかと、現地を見て感じたわけです。</p> <p>優良農地の平場で、今後も太陽光発電設備がどんどん設置される懸念があり、現地を見た者としては、何とか止められないのかと強く思いました。</p>
8番 箱崎委員	<p>議席番号8番、箱崎寿正です。</p> <p>皆さんと同様の意見です。</p> <p>今、やっとな農地の集積や集約の機運が高まっているところに、優良農地でも、太陽光発電設備が設置できるとなると、集積に対する影響は大きいと思うのです。</p> <p>集積や集約してもいいと考えていた方も、こういった選択肢があると、よく見極めて許可をしないと、平場の良い農地でも、太陽光発電設備ができるのだというのが広がると、今、耕作をされていない農地をお持ちの方が、そういった方向に行ってしまうのではないかと思います。</p> <p>担い手としてやっている私としては、危惧するところであります。</p>
2番 坂本委員	<p>議席番号2番、坂本和徳です。</p> <p>私も、担い手としてやっている者として、優良農地に太陽光発電設備を許可してしまうと、規模拡大をしている農業者にとっては、障害になってしまうと危惧しています。</p> <p>ちなみに、反収の2割を下回ってはいけないとされていますが、それは、どのように判断されるのですか。</p> <p>法に基づいてと言われましたが、法には法で抜け穴というものもあるので、そこをどう判断するのですか。</p> <p>これは、農水省と経済産業省との間での話かと思いますが、どちらの立場で進めているのかということだと思いますが、このあたり、農水省はどう考えているのか、疑問に感じます。</p>
事務局 (石島主査)	<p>地域の平均的な反収については、市町村や県等で統計資料が作成されているものを参考に、平均を導き出すことができます。</p> <p>営農型太陽光発電設備を許可された場合、毎年、営農者から収穫量や質についての報告が義務付けられており、その報告と平均的な反収を比較して2割以上減収しているようでしたら、収穫量が2割以上減収しないよう指導するなど対応することとなっております。</p>

事務局  
(石島主査) また、毎年、農地パトロール強化月間の現地調査において、実際の営農状況を委員の皆様にも確認いただくこととしています。

6番  
鈴木委員 議席番号6番、鈴木義直です。  
作付けされる作物が、サカキということですが、位置図を見ると、周りが田んぼで、作付けする土地の田んぼになっている。  
農薬とかの散布はあるのですか。

事務局  
(府川主査) 農薬については、申請内容になりますが、スミチオンをごく薄めて、なるべく少量を影響が無いように散布するとの記載があります。

6番  
鈴木委員 そうすると、隣の田んぼに影響が全く無いとは言い切れませんよね。

ドリフトの心配はあるかと思えます。

実際に、自分の周りで、田んぼの周辺で、スミチオンが散布されているというのは聞いたことがないので、ドリフトの心配があるのではないかと思いますよ。

そういうことで、影響があるとの判断で許可できないことも考えられるのではないかと思います。

水田をやっている者として、時期が来ると、水面があって、稲穂が植えられている。

そういった中に、太陽光発電設備があるというのと、その景観的にどうなのかなあと心配になります。

事務局  
(府川主査) 今の御質問ですが、農薬についての部分が、先程御説明した、農地法第3条第2項の第7号にあたる、地域との調和に支障をきたすかどうかということになるかと考えます。

農薬の使い方や、水路などの使い方、まあ、景観については難しいですが、それ以外の部分について、地域との調和に支障をきたす恐れがある場合は、許可できないとされているため、その旨を判断していただいて許可の可否を判断いただければと思います。

議長  
(草野会長) まだまだ、疑問点が多く、議論が尽きないところであります。  
議長という立場でなく、いち農業委員として意見をさせていただきます。

前回、行った現地調査、常磐や内郷の案件でしたが、そこは、今年度作付けしていて、稲穂が落ちている、そこが来年から太陽光発電設備だと、そこがどちらも20aくらいある。

そこが、果たして太陽光発電設備に転用されるということに、大

議長  
(草野会長)

いに疑問を抱いております。

というのも、3年前に、我々農業委員と農地利用最適化推進委員が分けられた、一番の目的が、農地利用の最適化に向けて、お互い協力してやりなさいという国の方針でありまして、人・農地プランに向かって、集落話し合いをしていく、その中心になるのが農業委員であり推進委員であるというのが、農水省が頭から言ってきたとおりです。

現時点で、農地の利用状況調査等行っておりますが、本来優良農地であった場所が耕作放棄地になってきていて、年々増えている。

そこを、太陽光発電設備の事業者が食べ物にしているというのが、我々の進む道と明らかに逆行としていると肌で感じています。

営農型太陽光発電設備については、下部で柿や水稻をやっていますが、数年過ぎたばかりで、十分に検証がされていない。

これからを、まず、慎重に確認しながら進めていかなければならない。

今後、このような案件が追従して出てくるわけですから、許可に当たっては、より慎重にならなければならないし、只今、各委員から、農地の集積、集約に逆行するのではないか、基盤整備に影響するのはないか、日照や農薬の問題などが懸念される。

これは、我々の農地の集約化の活動に逆行する。

また、高価格で賃借等されれば、我々も太刀打ちできない。

今、鈴木委員が言われた、景観も含めて、懸念が尽きないわけがあります。

議長の立場としては、速やかに結論を出すべきだとは考えますが、皆様の意見を、今後の審査に十分に活かして、まだまだ審議の必要があるかと思っておりますので、次回も審議を継続するという事で、進めたいと考えますが、委員の皆様から御意見はございますか。

9番  
松本委員

議席番号9番、松本英人です。

只今のお話を聞いていると、委員の皆さんが危惧されていることは、その通りだと思います。

私の地域でも、牧草をやっていると、スミチオンを使われると、それが牧草にかかって、質が落ちることになり非常に困るのですよ。

既に、皆さんもテレビで紹介されていましたが、マルトでおにぎりが日本一になった。

食の安全、安心が叫ばれている中で、いわき産の米、こしひかりがイワキライキとして大変美味しいと評判で、誇らしい農産物ではないですか。

いわきには、評価日本一の米があるのだと思うと、水田が転用さ

9番  
松本委員  
れるというには十分な検討していただいて、しばらく後に太陽光発電設備だけ残して、会社が無くなってしまって、地元からどこに相談すればいいのか、これを許可した農業委員会が悪いと評価を受けることは無いように、みんなで知恵を出し合って、慎重に検討していかねばならないと思います。

議長  
(草野会長)  
貴重な御意見をありがとうございます。  
継続審議として、慎重に協議をして参りたいと考えます。  
については、議案第1号について、番号1番、番号2番、番号4番から番号7番、番号11番、及び番号16番から番号19番までは原案のとおり可決し、営農型太陽光発電設備を設置することが前提の番号8番から番号10番、及び番号12番から番号15番については、継続審議とすることに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長  
(草野会長)  
御異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、番号1番、番号2番、番号4番から番号7番、番号11番、及び番号16番から番号19番までは原案のとおり可決し、営農型太陽光発電設備を設置することが前提の番号8番から番号10番、及び番号12番から番号15番については、継続審議とすることに決めます。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)  
議案書の4ページを、お開き願います。  
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(石島主査)  
議案説明書9ページをお開き願います。  
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明致します。

それでは、配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号1番、事業計画を変更する農地の所在は勿来町、転用目的は、太陽光発電設備です。

変更項目は事業計画区域の拡大です。

事業計画区域が増加した理由は、当初の計画では、当該地の筆の

事務局 (石島主査)	<p>一部に太陽光発電設備を設置する予定でしたが、農地転用許可後、申請者が現地を調査したところ、申請地の一部に法面がある関係で、計画通り太陽光発電設備を設置できないことが判明しました。</p> <p>当該地の全てを利用すれば太陽光発電設備の設置が可能であることから、事業計画地の区域拡大を図るため、事業計画申請がなされたものです。</p> <p>説明は以上です</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
22番 木田委員	<p>議席番号22番、木田テイ子です。</p> <p>番号1番の事案について現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p>
16番 木幡委員	<p>議席番号16番、木幡仁一です。</p> <p>只今の事務局の説明で、農地転用許可後、申請者が現地を調査したところ、申請地の一部に法面があることが分かったとの説明でしたが、申請人は事前に現地を確認して図面などを作成したのではないのですか。</p>
事務局 (石島主査)	<p>申請人に確認したところ、最初の許可申請時には、事前に現地を調査せずに、許可申請をしたとのことでした。</p>
16番 木幡委員	<p>先程の和田委員のお話にもありましたが、私は、営農をしていない立場で農業委員として携わらせていただいております。</p> <p>その立場から、本当にこれでよいのかなあと思うわけです。</p> <p>先程のは、平場で、優良農地で、申請を許可して良いのかという問題、この案件は、そもそも最初の申請の段階から、事業の実施について疑義があったという問題であろうかと思えます。</p> <p>只今の、委員の皆さんの反応が物語っていると思うのですが、申請者が実際に現場を見ていない状況の中で、許可を審議として良いのでしょうか。</p>

事務局  
(草野係長)

木幡委員御指摘の点については、誠にそのとおりだと思います。  
太陽光事業者については、現地を見ないで、許可申請をしている  
案件が見受けられます。

申請段階において、申請人は、現地の確認と公図等を基に、正確  
な図面を作成し申請するのが原則であり、そうでなければ、許認可  
を審議することが難しくなります。

今後、申請人や事業者に対しては、申請前に現地を確認し、地形  
等実施可能な図面を正確に作成するなど指導して参ります。

議 長  
(草野会長)

これだけの事例がある中で、大雑把に言えば3、4者が申請者にな  
っているのが現状です。

今回の申請人は、申請件数も極端に多い事業者でありながら、こ  
のような状況になる。

我々も、農地パトロールで実態を見ると、管理状況が悪いという  
のも把握しています。

我々の仕事として、常々農地を確認し、不都合なことには声を挙  
げていかないといけないと考えます。

県外に会社があり、本市で事業を展開しているということにも、  
違和感があります。

確かに、申請件数がこれだけ多いと、窓口での受け入れ体制も非  
常に過度な状況になっている。

今後は、そういった体制も考えないと、窓口からこういった事例  
は発生していく案件なので、慎重に進めていきたいと思えます。

他に、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ござい  
ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定によ  
る許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致しま  
す。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)

議案書の5ページをお開き願います。  
【報告第3号を朗読し、報告事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(坂本主査)

議案説明書11ページをお開き願います。  
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、  
御説明致します。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定  
理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

説明に入る前に資料の訂正がございます。

資料2をご覧ください。

議案説明書12ページの番号7番の案件について、取り下げとなり  
ますので、削除願います。

続いて、13ページの番号8番の案件について、取り下げとなりま  
すので、削除願います。

続いて番号12番の案件について、申請土地の面積が変更となりま  
す。

以上の訂正に伴い、合計面積が変更になります。

田19,935.67㎡から18,281.58㎡へ、畑5,524.37㎡から5,526.21㎡  
へ、合計面積が25,460.04㎡から23,807.79㎡へ変更となります。

以上、訂正をお願い致します。

それでは、説明に移ります。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で読  
み上げます。

また、転用目的が太陽光発電設備のものについては、説明の際に  
転用目的を省略して説明しますのでご了承願います。

1番、錦町、畑、637㎡です。

2番、勿来町、田、583.4㎡です。

3番、瀬戸町、田及び畑、合計1,069㎡です。

4番、常磐、田、1,512.13㎡です。

5番、小川町、畑、400㎡です。

6番、三和町、畑、687㎡です。

9番、久之浜町、田、1,573㎡です。

10番、大久町、田及び畑、合計1,638.85㎡です。

11番、大久町、田、1,240.34㎡です。

12番、平、田及び畑、合計1,366.75㎡、店舗駐車場敷地です。

13番、泉町、田、618㎡、駐車場の拡張です。

14番、好間町、田、2,267㎡、駐車場です。

15番、錦町、畑、598㎡、自己住宅敷地です。

事務局  
(坂本主査)

16番、小川町、畑、235.22㎡、分家住宅です。  
17番、泉町、畑、1,027㎡、資材置場です。  
18番、三和町、畑、178.1㎡、太陽光発電設備設置工事の為の車両通行進入路に係る一時転用です。  
19番、四倉町、畑、388㎡、常磐道4車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードに係る一時転用です。  
20番、大久町、田、3,062㎡、常磐道4車線化事業の作業ヤード等に係る一時転用です。  
面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。  
21番、大久町、田、694㎡、常磐道4車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードに係る一時転用です。  
22番、大久町、田、2,797㎡、常磐道4車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードに係る一時転用です。  
23番、大久町、田、1,236㎡、常磐道4車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードに係る一時転用です。  
以上、21件、面積は、田18,281.58㎡、畑5,526.21㎡、合計23,807.79㎡となります。  
なお、番号1番及び番号3番につきましては、申請地北側に農地が隣接していることから、当該農地の所有者から太陽光発電設備を設置することについて同意を得ることが必要と考えます。  
また、番号10番につきましては、現場に土盛りされており、番号11番につきましては、現地確認の際、資材等が置かれており、一部農地性が損なわれている状況でありました。  
申請者にこのことを連絡したところ、撤去した旨の連絡があり、事務局にて現場を再度確認したところ、資材等が撤去されていることを確認したため、別紙決定理由書に問題ありと記入されておりますが、既に解消されていることを申し添えます。  
申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

23番  
小泉委員

議席番号23番、小泉昌男です。  
番号1番から6番、9番から17番の事案について現地を調査した結果、番号1番及び3番につきましては、申請箇所の北側に農地が隣接していることから、当該農地の所有者から太陽光発電設備を設

23番  
小泉委員 置することについて同意を得ることが必要と考えます。  
それら以外については、特段、問題ありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 続いて、事務局、お願い致します。

事務局  
(坂本主査) 番号18番から23番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、番号1番、及び3番は農地が北側に隣接していることから、太陽光発電設備を申請地に設置することについて、北隣側の農地の所有者に同意が必要であり、それ以外の案件については特に問題無いと判断されるとのことでした。  
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

16番  
木幡委員 度々、失礼します。  
議席番号16番の木幡仁一です。  
2番の案件なのですが、権利の移転事由が地上権の設定となっているのですが、これは、過去の権利設定も地上権の設定だったのでしょうか。

事務局  
(石島主査) 只今の御質問ですが、昨年11月26日に許可を出した案件の変更後の許可を求める案件で、その際も地上権の設定で行っております。

16番  
木幡委員 通常は借地権の設定で行う場合、目的用途が限定されていると思います。  
地上権の場合は用途の限定が無いため、どうして地上権で行うのか疑問に思ったのです。

事務局  
(石島主査) 地上権の設定で申請されているのですが、申請人に対し、賃借権ではなく地上権で申請している理由については、把握しておりません。

議 長  
(草野会長) 今後の事案もありますので、その理由等については、今後調べることによってよろしいでしょうか。  
それでは、この他に、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号1番、及び3番については、北隣の農地の所有者に同意を得ることを条件に付し、それ以外の案件につきましては原案のとおり可決致します。

次に、議案第4号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(小川係長)

議案書の6ページを、お開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

議案説明書16ページをお開き願います。

議案第4号、現況確認証明願いについてでございます。

次の、17ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

番号1番、申請地は小名浜、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は1,121㎡です。

非農地化した経緯については、昭和60年頃に周辺の山林が繁茂し、日照、通風及び水路の分断等により耕作を放棄し、その後平成元年頃から当該申請地が山林化し、現在に至っております。

番号2番、申請地は三和町、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は168㎡です。

非農地化した経緯については、獣害の影響により耕作を断念し、保全管理を行っていましたが、令和元年東日本台風により大量の土砂が流入したころから非農地化しました。

番号3番、申請地は三和町、登記地目は田、現況地目は原野、面積は740㎡です。

非農地化した経緯については、獣害の影響により耕作を断念し、保全管理を行っていましたが、令和元年東日本台風により大量の土砂が流入したころから非農地化しました。

以上3件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。

事務局 (小川係長)	説明は以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、ここで現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
24番 佐藤委員	議席番号24番、佐藤吉行です。 番号1番から3番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題ありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。  －意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  －異議無しとの声有り－
議長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第4号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の7ページを、お開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の18ページをお開き願います。 議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について説明致します。 次の、議案説明書19ページをお開き願います。 第23号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。 実施地区は、平。 買い手1名、売り手1名、対象筆数、田2筆、畑2筆です。 面積は田1,008㎡、畑1,507㎡です。

事務局  
(西山主任) 第24号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。  
実施地区は、勿来。  
借り手1名、貸し手2名、対象筆数、田10筆。  
面積は田10,026㎡となっております。  
なお、議案説明書25ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議長  
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議無しの声有り—

議長  
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。  
次に、報告事項に移りますが、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) 議案書の8ページをお開き願います。  
【報告第1号を朗読、報告事項を説明】  
議案説明書の26ページをお開き願います。  
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。  
12月は27件の届出がありました。  
合計面積は、田56,655.91㎡、畑58,484㎡、合計115,139.91㎡でございます。  
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。  
続きまして、議案書の9ページをお開き願います。  
【報告第2号を朗読、報告事項を説明】  
議案説明書32ページをお開き願います。  
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、

事務局  
(草野係長)

報告致します。

12月は6件の届出がありました。

合計面積は、田1,533㎡、畑3,027㎡、合計4,560㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書35ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

12月は6件の届出がありました。

合計面積は、田3,123㎡、畑1,012.865㎡、合計4,135.865㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書38ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

12月は6件の通知がありました。

合計面積は、田15,886㎡、畑2,091㎡、合計17,977㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

次の報告第5号は野木係長より報告致します。

事務局  
(野木係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の41ページをお開き願います。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、報告致します。

12月は2件、合計面積は、田9,970㎡、畑4,470㎡、合計14,440㎡になります。

審査の結果、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

報告は以上です。

議長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、御承知願います。

以上を持ちまして、本日の議事は全て終了致しました。

続きまして、協議事項に入る前に、これより、休憩と致します。

只今、14時50分でございます。

10分間休憩とし、再開を、15時00分と致します。

(10分間休憩)

議長  
(草野会長)

全員お揃いですので再開致します。  
これより、協議事項に移ります。  
農業者年金加入推進後期活動について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(金成主査)

資料3をお開き願います。  
農業者年金加入推進後期活動について、御説明致します。  
まず、前期の加入推進活動の状況ですが、10月1日から11月30日を計画期間として活動頂きました。  
活動結果として、4名の委員の皆様から、報告を頂いております。  
ここで、農業者年金加入推進部長である蛭田部長より、戸別訪問した内容についてお話いただければと思います。

3番  
蛭田委員

農業者年金加入推進部長の蛭田元起です。  
前期の加入推進活動お疲れ様でした。  
前期に活動した内容について、簡単ではありますが、紹介させていただきます。  
地元の農業者で知り合いの方が、この度、息子に農業経営を任せることになりました。  
そこで、農業者年金について、興味がないか話をしたところ、詳しく説明を受けたいということで、事務局に連絡し、農業者年金制度の詳しい説明を受けていただきました。  
正味15分程度だったかと思いますが、パンフレットの内容や、前回の資料で示されたメリット、デメリットの話を受け、納得した様子でした。  
そのまま、加入していただきそうな雰囲気だったのですが、今後、法人化を検討しているということで、直ぐに加入には結び付きませんでした。ていねいな説明は重要であると感じました。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に留意しての活動ではありますが、身近な所から、お声かけをいただければと思います。  
また、事務局との合同による説明も可能な場合がありますので、相談、協力しながら推進活動を進めていただければと思います。  
私たちの任期も残りわずかですが、加入推進に向けて、委員の皆様の一層の取り組みをお願い致します。  
私からは以上です。

事務局  
(金成主査)

ありがとうございました。  
それでは、資料3にお戻りください。

事務局  
(金成主査)

戸別訪問等活動をされた委員の皆様については、今後の活動の参考とするため、農業者年金加入推進記録簿の提出をお願いします。

2については、農業者年金加入推進目標の確認になります。

本市においては、今年度中に3名の新規加入推進を目標としており、その内、40歳未満の若手農業者1名、女性農業者1名としております。

なお、今年度は現時点で新規加入者はありません。

ここ数年の実績が少ないことから、令和2年度は福島県が加入推進の重点県に、本市が重点市町村に指定されました。

1月26日火曜日には、福島県農業会議から農業者年金の加入推進の活動内容について、ヒアリングを受けることになりました。

また、本年度の活動については、戸別訪問の実績も含め、詳細に農業者年金基金へ報告を行うこととなります。

3として後期活動の方向性ですが、後期の活動期間は、1月15日から2月28日としております。

前期推進活動に引き続き、戸別訪問活動をお願い致します。

戸別訪問していただいた内容については、記録簿に記載いただき、提出をお願いします。

なお、記録簿は全ての項目を詳細に記載いただく必要はありません。

いつ、誰に話をしたか、そういった内容を、加入に繋がらなくても、その旨を簡単に書いていただければと思います。

それらの実績や個別の事案を積み上げて、名簿の整理などを行っていきたいと考えております。

なお、期間中に20名以上への働きかけを目標としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、戸別説明等は無理に実施せず、電話での対応や、3密回避を徹底するなどの工夫をお願い致します。

2ページ目の資料は、活動計画でございます。

3ページ目は、記録簿でございます。

次のA3版の資料は、四半期ごとの実績報告でございます。

なお、戸別訪問に使用するパンフレット等は、在庫が事務局にございますので、不足する場合は、御連絡ください。

説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、農業者年金加入推進活動について、説明がございましたが、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長  
(草野会長)

御意見が無いようですので、只今の協議はここまでと致します。  
次に、冒頭で事務局より、追加提案のありました、「空き家に付随する農地」の取扱いについて、協議いたします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局  
(草野係長)

私からは、資料4の説明を致します。  
今回、御協議いただきます内容は、市と協定を締結し、空き家の利活用に向けて空き家バンク事業を実施しているNPO法人いわき市住まい情報センターより、昨年12月22日、資料7ページに添付しております空き家に付随した農地の取得に関する要望書が提出されたことから、要望に対する回答について、御協議いただきたいと考えております。

説明は、A3判の資料を基にご説明致します。

まず、要望書の概要につきましては、資料の右側4番に記載しておりますが、空き家に付随した農地の取得について、権利移転の明確化及び迅速化を図り、移住を促進するため、他自治体で農地法第3条許可要件の1つである下限面積を1㎡に緩和していることを踏まえ、本市においても、下限面積を1㎡に設定すること、また、その事務手続き等を要綱で定めること、の2点が要望として挙げられております。

この空き家に付随した農地の取扱いについて、農地法の観点から考え方を整理したものが、資料左側の番号2番です。

農地法施行規則第17条第2項では、農地法第3条許可要件の一つである下限面積要件の例外が規定されており、遊休農地が相当程度存在する区域で、当該区域において小規模農家が増加しても、周辺の農地の効率的な利用の確保に支障が生じない場合、農業委員会が新規就農を促進するために適当と認める面積を下限面積とすることができることとされております。

全国の自治体では、この規定を用いて、空き家に付随した農地については、下限面積を引き下げて、移住促進や新規就農者の確保を図っております。

空き家に付随した農地に係る本市の取扱いについては、資料番号3に記載のとおり、平成30年10月の総会において個別の事案ごとに、農業委員会総会において、別段の面積について議決を求める、と方針が決定されております。

さて、そこで今回の要望書への回答に際し、現行の方針の内容で問題等があるかを検討する必要がありますが、この点について事務局の考えを申しますと、

資料の5をご覧くださいと思いますが、現在の方針において

事務局  
(草野係長)

は、他自治体のように1㎡など具体的な数値として下限面積を設定しておりません。

これは極めて小さい下限面積を認めないということではなく、下限面積以外の要件、特に就農意欲に関わる要件を満たせば、面積の大小に関わらず空き家に付随した農地の所得を認めるという考え方を基本としているためであり、具体的な数値として下限面積を設定しない現在の方針でも、空き家に付随した農地取得の阻害要因にはならないと考えております。

また、農地法施行規則第17条第2項の規定は農業委員会が新規就農を促進するために適当と認められる面積を下限面積とすることができると規定しており、仮に要望のとおり下限面積を1㎡に設定した場合、本市農業委員会として1㎡という家庭菜園とも言い難い面積を新規就農に必要な面積と認めることとなる点に注意が必要と考えます。

なお、補足として、平成16年の農林水産省通知において、農地がごく小面積で、住宅敷地から独立して取引の対象とならない場合には、現に耕作されていても、農地には該当しないと示されており、購入希望者が就農意欲の面で許可要件を満たさない場合でも、これに該当すれば農地付き空き家を購入することができることを申し添えます。

以上のことから、資料の最後、要望に対する回答(案)のとおり、下限面積については、現在の方針で権利取得を円滑にすすめることが可能であることから、下限面積の数値設定は行わないこととしたいと考えております。

ただし、空き家に付随した農地の取得をより円滑に進めるため、当該事務処理に係る要綱を速やかに整備することと致します。

事務局からの説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局から説明がありました。

いわき市農業委員会には初めての要望書を受けたわけです。

只今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

11番  
新妻委員

議席番号11番、新妻信夫です。

私の隣に、家主が亡くなって、相続者がいわきにおらず、空き家になっているところがあります。

家と土地を買いたいという話もあるのですが、その方は農家じゃないのです。

その方も、農家じゃないと、実際に大規模に営農することが難し

11番  
新妻委員

い。  
もともと、亡くなった家主も、高齢で担い手に農地を貸していたのですが、その場合に、この制度で購入した方が、担い手に農地を貸すということは可能なのでしょうか。

議 長  
(草野会長)

面積としては、どれくらいあるのですか。

11番  
新妻委員

田と畑で90 a 程度あるようです。

事務局  
(府川主査)

農地付きの空き家として括れば、草野係長からの説明のとおり、面積要件はクリアするのですが、買う側の方の営農意欲が最大の問題となっているかと思います。  
今の新妻委員の事案についてですが、議案説明書の8ページをお開き願います。  
農地法第3条の許可要件を示した内容ですが、第2項第6号にまた貸しを目的に農地を購入することは認められておりません。  
制度上は、面積要件は問題なくなっても、農地法第3条許可要件を審議することになりますので、只今の事案ですと、本人が担い手等にまた貸しする内容では、第2項第6号に該当するため、許可できないものと考えます。  
あくまでも、権利を移動される方、本人に就農意欲があるかどうか重要になると考えます。

事務局  
(金成主査)

只今の府川主査の説明に補足致します。  
農地法第3条許可の要件については、只今の説明の通りでございますが、そもそも案件の成立の要件は、国が定めた空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき取り扱われるものでありまして、その大きな要件が、都市部から地方部への人口の移動促進と、新規就農の推進という観点であります。  
空き家とそれに所有者を同一にする農地が存在する事案について、それらを先程、草野係長が説明した取扱いとするものではありませんので、御留意願いたいと思います。

事務局  
(阿部次長)

更に、事務局から補足させていただきます。  
今程の新妻委員の事例で空き家と農地があるということですが、その二つを一緒にして取り扱う場合には、この農地付き空き家の仕組みの中で整理していくことも可能であろうかと思えます。

事務局 (阿部次長)	<p>ただ、一緒に取り扱うことばかりが選択肢ではなく、家は家、農地は農地としてばらして売ることも可能です。</p> <p>その場合は、農地については、一般の50 a の下限面積の要件を満たす農業をやる方を、また、家は就農意欲とは関係なく家だけ買ってくれる方を探せばいいということになります。</p>
11番 新妻委員	<p>話は分かりました。</p> <p>相続者がいわきにいないものですから、放っておくと、期せずして耕作放棄地になってしまう懸念があるものですから、心配しておりました。</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは、個別の事案については、事務局に詳細を相談し、検討いただければと思います。</p> <p>この制度の全体的なことについては、事前に事務局から説明を受け、要望書の内容については、役員会において、NPO法人いわき市住まい情報センターの事務局長から説明を受けたところです。</p> <p>その中で、要望書とかなり食い違った説明があったところですが、そうした中で、現時点で要望書に回答するのはどうかなあと、かなり疑問がつくところであります。</p> <p>ただ、現在の仕組みでも、今の案件についての事務局の説明もそうですが、十分に案件を処理できると考えられます。</p> <p>そのため、回答案を作成し提案しているところです。</p> <p>このあたりを加味して、NPO法人いわき市住まい情報センターに対する回答をどうするか、協議をお願いします。</p> <p>他に、御意見はございますか。</p>
13番 鈴木委員	<p>議席番号13番、鈴木理です。</p> <p>今、会長がお話のとおり、結論については、下限面積の数字設定は行わないということについて、私は基本的にこれを尊重して欲しい。</p> <p>この資料について確認ですが、NPO法人いわき住まい情報センターからの要望について、目的と理由が記載されています。</p> <p>目的は、新規就農者の権利取得を円滑にするため。</p> <p>理由の後段ですが、新規就農希望者にとって非常にハードルが高い、とあります。</p> <p>これは、現状を意味していることだと思いますが、この文言は事務局が作成したものなのですか。</p> <p>それとも、NPO法人いわき住まい情報センターが書いてきた要望の文言なのでしょうか。</p>

事務局  
(草野係長)

この文言については、資料の7ページ以降に実際の要望書のコピーを付けておりますが、NPO法人いわき住まい情報センターから提出された要望書の文言でございます。

13番  
鈴木委員

そうであれば、よろしいと思います。

新規就農希望者にとって非常にハードルが高いなどということ、事務局が出すとなれば、如何なものかと思いました。

そして、下限面積は設定しないということなので、その理由についても理解できます。

空き家対策については、非常に重要であるし、耕作放棄地解消も我々の使命であります。

只今、新妻委員からもありましたとおり、住宅の敷地の中に存在する畑、要は、もとは畑の中に住宅を建てることが多くありました。

住宅の敷地の前が畑になっている事案も多くあります。

確かに1反歩も2反歩もある場合があります。

中には、ごく小さい面積が畑として残っている場合もあります。

しかし、下限面積を1㎡とした場合、住宅が欲しいという方で、新規就農で意欲があっても、1㎡の農地しかいらぬ、という事案も理屈的に通るわけではないですか。

それであれば、我々は、何のために農地を守るのかということ、我々の立場が本末転倒になってしまうのであります。

この要望書についてですが、これは、言葉は悪いですが、不動産屋の要望です。

ですので、これらについて、慎重に我々に提案、要望してくるといのが本来であって、対応にあたっては、事務局も役員も慎重に対応すべきものと考えますよ。

以前にも、面積要件の上限の話題も出ました。

今回は、下限面積についての要望であります。

よその農業委員会がやっているから、いわき市ではどうなのだ、ということだけで、議論するべきはない。

先ほどの営農型太陽光発電もそうですが、平場の優良農地で実施したいという、法的には問題無いのかもしれませんが、現実はどうなのだろうと思いますよ。

1回の審議で済む案件と、継続して審議しなければならない案件もありますので、大変でしょうが、そこは役員会も含めて、慎重に検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長  
(草野会長) 個人的には、都会からの移住と、新規就農、これらをすり替えて、農地取得が楽になると考えられては困る。

我々が考えている新規就農とかなりの温度差がというのが、この間のNPO法人いわき市住まい情報センターの事務局長との打ち合わせでも感じたところです。

移住の方法も、やり方はいくらでもある。

農地の権利取得の下限面積を1㎡にすればよいという問題ではない。

これについては、皆様、思うところもあると思います。

今の協議の中で、継続審議というのものもあるかと思いますが、大筋について回答する文面については、事務局説明の案を基本として、文面について会長一任とさせていただくことも考えたいと思いますが、これについては、如何でしょうか。

24番  
佐藤委員

議席番号24、佐藤吉行です。

空き家の解消については、重要な案件であることは分かりますが、まだ、十分に理解しきれていないところもあります。

鈴木委員の意見について、最もだと思いますが、これは、より慎重に検討するためにも、継続審議としては如何でしょうか。

議 長  
(草野会長)

その他、御意見はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

それでは、この空き家に付随した農地の取扱いについては、より内容を理解し回答するというところで、継続協議としたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

それでは、NPO法人いわき市住まい情報センターからの要望については、次回総会においても継続して協議することと致します。

これについて、事務局よろしいですか。

事務局  
(阿部次長)

今回の協議だけでは、難しいところもあろうかと思えます。

事務局としては、要望書に対する回答案について、この資料の四角が込みの中ですが、これについては変わるものではありませんが、

事務局 (阿部次長)	仕組みの立て付けのようなものの説明については、次回引き続き対応させて頂きたいと思います。
議長 (草野会長)	<p>それでは、そうしていただくようお願いします。</p> <p>次に、その他に移ります。</p> <p>まず、事務局から何かありますか。</p>
事務局 (小川係長)	<p>事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。</p> <p>【資料5】農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見について（依頼）</p> <p>➡説明した。</p> <p>【資料6】農地利用意向調査未回答者への訪問調査の延期等について（通知）</p> <p>➡説明した。</p>
議長 (草野会長)	<p>資料が多いので、ここで只今の資料5、6について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p> <p>それでは、次の資料の説明について、事務局お願いします。</p>
事務局 (草野係長)	<p>【資料7】指定市町村申請の延期について</p> <p>➡説明した。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今説明の資料8について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。</p>
13番 鈴木委員	<p>議席番号13番、鈴木理です。</p> <p>只今、事務局から指定市町村の申請は延期されるということです。</p> <p>9月の段階で、この案件については、提案されました。</p> <p>その際にも申し上げましたが、この案件は、慎重を要するものだと思いますので、あえて申し上げますが、延期についての判断ということで、これは、懸命な判断だったのだらうと思います。</p> <p>現に、伊達市では、資料を取り寄せたところ20ha以上の商業施設の建設、25年前からの懸案事項なのですね。</p> <p>伊達市だけではなく、福島市をはじめ周辺自治体の強い要望のために、25年経ってもまだ進められていなかった。</p> <p>これらの権限を、上限無制限となれば、市と農業委員会がどれだ</p>

13番  
鈴木委員

けこれらについての責任を持つことができるのか、非常に重い判断を迫られる。

私は大きな危惧の念を抱いておるのです。

取り敢えず、延期については、的確に判断してくれたとっております。

議 長  
(草野会長)

私共も、当時を思い返すと、申請についての判断は安易な部分もあったなと感じるところもあります。

市部局と関連する部分もある問題なので、慎重に協議を重ね、情報共有について、お互いの立場で意見を交わす機会をもっとしっかり設けていればと反省するところです。

そういった点を反省材料にして、只今、鈴木委員の御意見にもありましたが、今後慎重に進めて参りたいと思います。

その他に、委員の皆様から御意見ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

それでは、次の資料の説明について、事務局お願いします。

事務局  
(金成主査)

【資料 8】 総会開催に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

→説明した。

議 長  
(草野会長)

資料 8 については、前回総会後に事務局で資料をまとめてもらいました。

只今の説明について、御質問はございますか。

16番  
木幡委員

議席番号16番、木幡仁一です。

資料の中で、全国農業会議所からの通知でも、スカイプなどを活用したオンライン会議とあります。

同時に、総務省が、そういったアプリケーションは使用しないとあり、矛盾を感じますが、これは、役所だから活用できないということなのでしょうか。

これは、要望ですが、こういった時期ですので、オンライン会議の検討をいただきたいと思います。

事務局  
(金成主査)

資料の内容について補足として説明します。

総務省から発出された内容については、LGWAN回線、つまり、市役

事務局 (金成主査)	<p>所を含めた行政機関で使用されている閉じられたネットワーク回線、LocalGovernmentWideAreaNetworkと言いますが、その回線上では、高度にセキュリティレベルの高い個人情報等を取り扱い、それらの行政情報にアクセスできるため、汎用のアプリケーションの使用については慎重を期すものとされております。</p> <p>市役所では、LGWAN回線の他に、一般のインターネット回線を利用した端末もございまして、それでは、スカイプ等のアプリケーションの使用も可能ではあります。</p> <p>それでも、行政機関の回線を活用する場合は、利用について様々な制限が設けられる場合がありますので、オンライン会議の実施については、検討を重ねて参りますが、現時点で、何を、どのように導入するかについては、お答えできないのが現状です。</p> <p>木幡委員の御意見のとおり、今後、オンライン会議の実施に向けた検討は引き続き行って参ります。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他、委員の皆様から、御意見はございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは、次の資料について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (金成主査)	<p>【資料9】農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修積立の精算について（通知）</p> <p>→説明した。</p> <p>【資料10】オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」の動画配信について（通知）</p> <p>→説明した。</p> <p>【資料11】農業用ハウスでの暖房機使用の際はご注意ください！</p> <p>→説明した。</p> <p>【資料12】新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ</p> <p>→説明した。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他に、委員の皆様から何か御意見はございますか。</p> <p>特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第34回総会を閉会致します。</p>